

令和6年度（2024年度）第1回
姫路市国民健康保険運営協議会 資料

【議案事項】

- 1 令和6年度（2024年度）姫路市国民健康保険料率（案）について …… 1

【報告事項】

- 1 令和5年度（2023年度）姫路市国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算見込について …………… 21
- 2 マイナ保険証について …………… 28

令和6年5月30日

姫路市 国民健康保険課

このページは白紙です。

令和6年度（2024年度）姫路市国民健康保険料率（案）について

1 医療分

所得割	7.0%
均等割	28,260円
平等割	17,850円

2 支援金分

所得割	3.0%
均等割	12,130円
平等割	7,660円

3 介護分

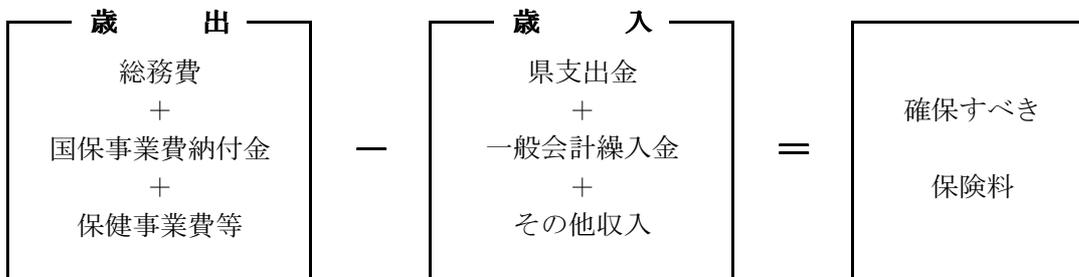
所得割	2.7%
均等割	12,610円
平等割	6,290円

国民健康保険料率の算定方法

1 医療分

(1) 基礎賦課総額 (条例第16条)

当該年度に県へ納付する国民健康保険事業費納付金の費用等から県の支出金等を除いた額が、基礎賦課総額 (確保すべき保険料) となる。

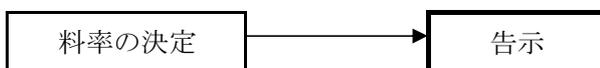


(2) 保険料率 (条例第17条の3第1項)

賦課総額を右の割合に振り分けて、それぞれの基礎数値で除し所得割・均等割・平等割の料率を決定する。

基礎賦課総額		
所得割	均等割	平等割
46%	38%	16%

(3) 告示 (条例第17条の3第3項)

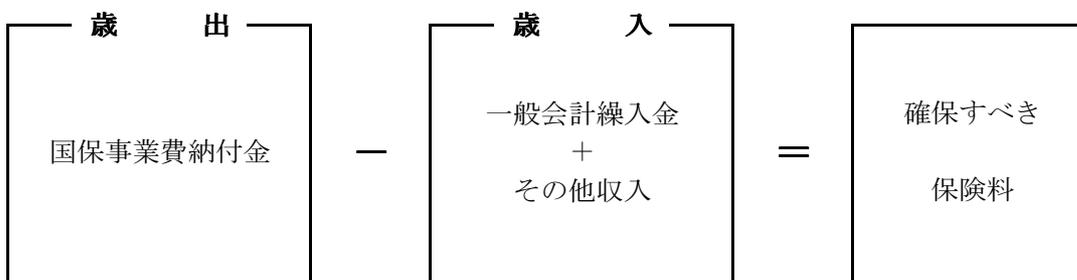


市長は、保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

2 支 援 金 分

(1) 後期高齢者支援金賦課総額（条例第17条の7の2）

当該年度に県へ納付する国民健康保険事業費納付金の費用から、一般会計繰入金等を除いた額が、後期高齢者支援金賦課総額（確保すべき保険料）となる。



(2) 保険料率（条例第17条の7の5第1項）

賦課総額を右の割合に振り分けて、それぞれの基礎数値で除し所得割・均等割・平等割の料率を決定する。

支援金等賦課総額		
所得割	均等割	平等割
46%	38%	16%

(3) 告示（条例第17条の7の5第3項）

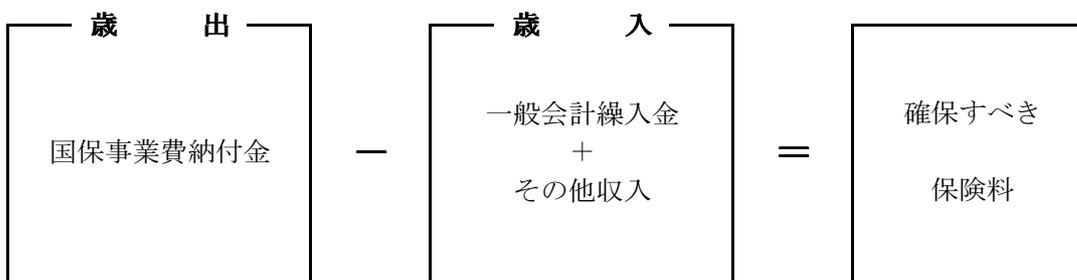


市長は、保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

3 介 護 分

(1) 介護納付金賦課総額 (条例第17条の8)

当該年度に県へ納付する国民健康保険事業費納付金の費用から、一般会計繰入金等を除いた額が、介護納付金賦課総額（確保すべき保険料）となる。

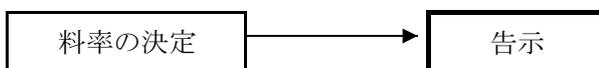


(2) 保険料率 (条例第18条第1項)

賦課総額を右の割合に振り分けて、それぞれの基礎数値で除し所得割・均等割・平等割の料率を決定する。

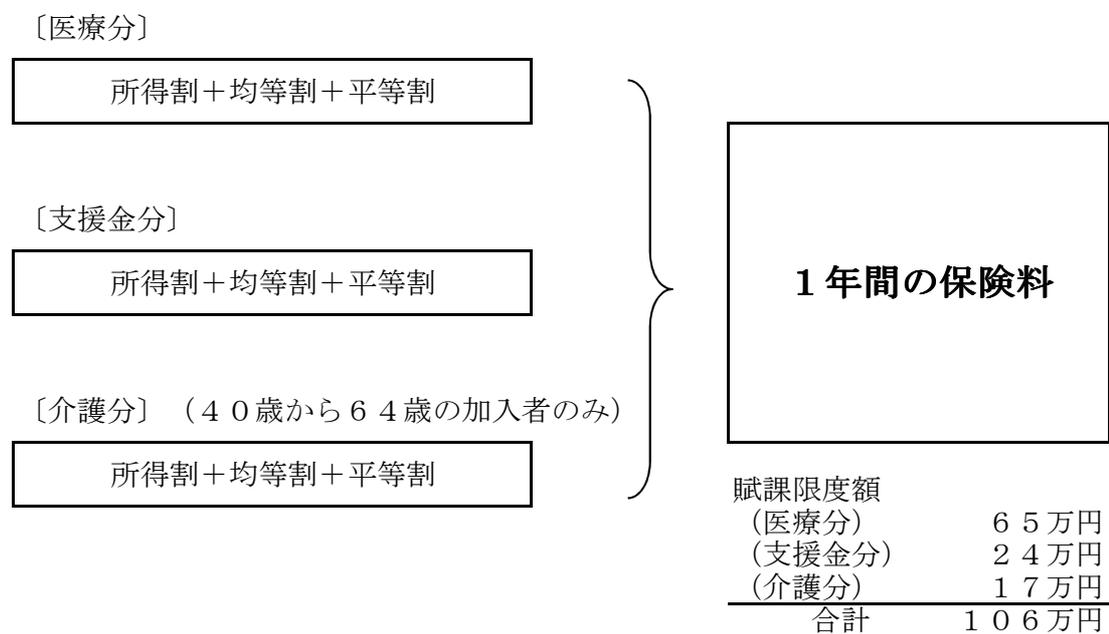
納付金賦課総額		
所得割	均等割	平等割
44%	39%	17%

(3) 告示 (条例第18条第3項)



市長は、保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

4 1年間の保険料



※ 年度途中で加入のとき 年間保険料 × 加入月数 / 12ヶ月
年度途中で脱退のとき 年間保険料 × (加入月数 - 1) / 12ヶ月

※ 保険料の納付義務者は国民健康保険の世帯主
(世帯主が国民健康保険の加入者でない場合も同じ)

令和6年度(2024年度)料率算定基礎賦課総額 (①医療分)

【1】歳出

(千円)	
国民健康保険事業費納付金	9,955,929
医療給付費分	9,955,929
保健事業費	319,427
保健普及経費	48,977
特定健康診査等事業費	270,450
その他事業費	6,788
診療報酬審査支払委託料	6,788
歳出総額	10,282,144

【2】歳入

(千円)	
県支出金	853,710
特定健診等負担金	104,877
保険給付費等特別交付金	748,833
一般会計繰入金	2,147,488
保険者支援繰入金	656,530
未就学児均等割保険料繰入金	21,322
産前産後保険料繰入金	6,106
出産育児一時金繰入金	133,333
国保財政安定化支援事業繰入金	722,933
福祉医療費繰入金	607,264
その他収入	230,510
諸収入	34,000
滞納繰越分保険料	196,510
基金取り崩し額	550,000
歳入総額	3,781,708

歳入歳出差引額 【1】－【2】	6,500,436
------------------------	------------------

【3】決定賦課総額

(千円)

【1】歳出 - 【2】歳入	6,500,436
---------------	-----------

調定額

(千円)

【3】決定賦課総額 ÷ 予定収納率 (94.0%)	6,915,358
---------------------------	-----------

① 所得割	6,915,358 千円 × 46% =	3,181,065 千円
② 均等割	6,915,358 千円 × 38% =	2,627,836 千円
③ 平等割	6,915,358 千円 × 16% =	1,106,457 千円
④ 所得割賦課基本額		45,447,185 千円
⑤ 被保険者数		93,000 人
⑥ 世帯数		62,000 世帯

				前年度比	
所得割	①÷④=	0.0700	⇒	7.0%	(+ 0.1%)
均等割	②÷⑤=	28,256	⇒	28,260円	(+ 410円)
平等割	③÷⑥=	17,846	⇒	17,850円	(+ 40円)

				前年度比	
参考	一人当り	6,197円/月	(+	91円	・ + 1.49%)
		74,359円/年	(+	1,089円	・ + 1.49%)
	一世帯当り	9,295円/月	(+	19円	・ + 0.20%)
		111,538円/年	(+	227円	・ + 0.20%)

令和6年度(2024年度)料率算定基礎賦課総額 (②支援金分)

【1】歳出

(千円)

国民健康保険事業費納付金	3,200,041
後期高齢者支援金等分	3,200,041

歳出総額	3,200,041
------	-----------

【2】歳入

(千円)

一般会計繰入金	280,508
保険者支援繰入金	269,238
未就学児均等割保険料繰入金	8,797
産前産後保険料繰入金	2,473
その他収入	80,837
滞納繰越分保険料	80,837
基金取り崩し額	50,000

歳入総額	411,345
------	---------

歳入歳出差引額 【1】－【2】	2,788,696
-----------------	-----------

【3】決定賦課総額

(千円)

【1】歳出 - 【2】歳入	2,788,696
---------------	-----------

調定額

(千円)

【3】決定賦課総額 ÷ 予定収納率 (94.0%)	2,966,698
---------------------------	-----------

① 所得割	2,966,698 千円	×	46%	=	1,364,681 千円
② 均等割	2,966,698 千円	×	38%	=	1,127,345 千円
③ 平等割	2,966,698 千円	×	16%	=	474,672 千円
④ 所得割賦課基本額					45,447,185 千円
⑤ 被保険者数					93,000 人
⑥ 世帯数					62,000 世帯

				前年度比	
所得割	①÷④=	0.0300	⇒	3.0%	(+ 0.1%)
均等割	②÷⑤=	12,122	⇒	12,130円	(+ 640円)
平等割	③÷⑥=	7,656	⇒	7,660円	(+ 310円)

				前年度比	
参考	一人当り	2,658円/月	(+	139円	・ + 5.52%)
		31,900円/年	(+	1,673円	・ + 5.53%)
	一世帯当り	3,987円/月	(+	160円	・ + 4.18%)
		47,850円/年	(+	1,929円	・ + 4.20%)

令和6年度(2024年度)料率算定基礎賦課総額 (③介護分)

【1】歳出

(千円)

国民健康保険事業費納付金	1,147,602
介護納付金分	1,147,602

歳出総額	1,147,602
------	-----------

【2】歳入

(千円)

一般会計繰入金	98,038
保険者支援繰入金	97,917
産前産後保険料繰入金	121
その他収入	38,299
滞納繰越分保険料	38,299
基金取り崩し額	100,000

歳入総額	236,337
------	---------

歳入歳出差引額 【1】－【2】	911,265
-----------------	---------

【3】決定賦課総額

(千円)

【1】歳出 - 【2】歳入	911,265
---------------	---------

調定額

(千円)

【3】決定賦課総額 ÷ 予定収納率 (94.0%)	969,431
---------------------------	---------

① 所得割	969,431 千円 × 44% =	426,550 千円
② 均等割	969,431 千円 × 39% =	378,078 千円
③ 平等割	969,431 千円 × 17% =	164,803 千円
④ 所得割賦課基本額		15,789,128 千円
⑤ 被保険者数		30,000 人
⑥ 世帯数		26,200 世帯

				前年度比	
所得割	① ÷ ④ =	0.0270	⇒	2.7%	(+ 0.0%)
均等割	② ÷ ⑤ =	12,603	⇒	12,610円	(+ 60円)
平等割	③ ÷ ⑥ =	6,290	⇒	6,290円	(+ 60円)

				前年度比	
参考	一人当り	2,693円/月	(+	13円	+ 0.49%)
		32,314円/年	(+	153円	+ 0.48%)
	一世帯当り	3,083円/月	(+	30円	+ 0.98%)
		37,001円/年	(+	364円	+ 0.99%)

国民健康保険 料率推移表 (R4～R6)

①医療分)

令和4年度				令和5年度				令和6年度						
料率等			増減	料率等			増減	料率等			増減			
料率	所得割	6.9%	0.0%	料率	所得割	6.9%	0.0%	料率	所得割	7.0%	0.1%			
	均等割	26,960円	710円		均等割	27,850円	890円		均等割	28,260円	410円			
	平等割	17,490円	310円		平等割	17,810円	320円		平等割	17,850円	40円			
一人当り保険料			70,944円	1,889円	一人当り保険料			73,270円	2,326円	一人当り保険料			74,359円	1,089円
一世帯当り保険料			109,306円	1,954円	一世帯当り保険料			111,311円	2,005円	一世帯当り保険料			111,538円	227円

②支援金分)

令和4年度				令和5年度				令和6年度						
料率等			増減	料率等			増減	料率等			増減			
料率	所得割	2.8%	△ 0.1%	料率	所得割	2.9%	0.1%	料率	所得割	3.0%	0.1%			
	均等割	10,880円	0円		均等割	11,490円	610円		均等割	12,130円	640円			
	平等割	7,060円	△ 60円		平等割	7,350円	290円		平等割	7,660円	310円			
一人当り保険料			28,621円	0円	一人当り保険料			30,227円	1,606円	一人当り保険料			31,900円	1,673円
一世帯当り保険料			44,097円	△ 396円	一世帯当り保険料			45,921円	1,824円	一世帯当り保険料			47,850円	1,929円

③介護分 40歳から64歳まで)

令和4年度				令和5年度				令和6年度						
料率等			増減	料率等			増減	料率等			増減			
料率	所得割	2.7%	△ 0.1%	料率	所得割	2.7%	0.0%	料率	所得割	2.7%	0.0%			
	均等割	13,160円	780円		均等割	12,550円	△ 610円		均等割	12,610円	60円			
	平等割	6,670円	360円		平等割	6,230円	△ 440円		平等割	6,290円	60円			
一人当り保険料			33,734円	1,997円	一人当り保険料			32,161円	△ 1,573円	一人当り保険料			32,314円	153円
一世帯当り保険料			39,194円	2,074円	一世帯当り保険料			36,637円	△ 2,557円	一世帯当り保険料			37,001円	364円

①医療分+②支援金分)

令和4年度				令和5年度				令和6年度						
料率等			増減	料率等			増減	料率等			増減			
料率	所得割	9.7%	△ 0.1%	料率	所得割	9.8%	0.1%	料率	所得割	10.0%	0.2%			
	均等割	37,840円	710円		均等割	39,340円	1,500円		均等割	40,390円	1,050円			
	平等割	24,550円	250円		平等割	25,160円	610円		平等割	25,510円	350円			
一人当り保険料			99,565円	1,889円	一人当り保険料			103,497円	3,932円	一人当り保険料			106,259円	2,762円
一世帯当り保険料			153,403円	1,558円	一世帯当り保険料			157,232円	3,829円	一世帯当り保険料			159,388円	2,156円

(全体分 ①医療分+②支援金分+③介護分)

令和4年度				令和5年度				令和6年度						
料率等			増減	料率等			増減	料率等			増減			
料率	所得割	12.4%	△ 0.2%	料率	所得割	12.5%	0.1%	料率	所得割	12.7%	0.2%			
	均等割	51,000円	1,490円		均等割	51,890円	890円		均等割	53,000円	1,110円			
	平等割	31,220円	610円		平等割	31,390円	170円		平等割	31,800円	410円			
一人当り保険料			133,299円	3,886円	一人当り保険料			135,658円	2,359円	一人当り保険料			138,573円	2,915円
一世帯当り保険料			192,597円	3,632円	一世帯当り保険料			193,869円	1,272円	一世帯当り保険料			196,389円	2,520円

標準保険料率 対比表 (R6)

(①医療分)

姫路市				市町村標準保険料率		
料率等			増減	料率等		
料率	所得割	7.00%	△ 0.24%	料率	所得割	7.24%
	均等割	28,260円	△ 2,527円		均等割	30,787円
	平等割	17,850円	△ 2,328円		平等割	20,178円

(②支援金分)

姫路市				市町村標準保険料率		
料率等			増減	料率等		
料率	所得割	3.00%	△ 0.03%	料率	所得割	3.03%
	均等割	12,130円	△ 456円		均等割	12,586円
	平等割	7,660円	△ 589円		平等割	8,249円

(③介護分 40歳から64歳まで)

姫路市				市町村標準保険料率		
料率等			増減	料率等		
料率	所得割	2.70%	△ 0.04%	料率	所得割	2.74%
	均等割	12,610円	△ 1,525円		均等割	14,135円
	平等割	6,290円	△ 791円		平等割	7,081円

(①医療分+②支援金分)

姫路市				市町村標準保険料率		
料率等			増減	料率等		
料率	所得割	10.00%	△ 0.27%	料率	所得割	10.27%
	均等割	40,390円	△ 2,983円		均等割	43,373円
	平等割	25,510円	△ 2,917円		平等割	28,427円

(全体分 ①医療分+②支援金分+③介護分)

姫路市				市町村標準保険料率		
料率等			増減	料率等		
料率	所得割	12.70%	△ 0.31%	料率	所得割	13.01%
	均等割	53,000円	△ 4,508円		均等割	57,508円
	平等割	31,800円	△ 3,708円		平等割	35,508円

標準保険料率 推移表 (R4～R6)

(①医療分)

令和4年度 市町村標準保険料率			令和5年度 市町村標準保険料率			令和6年度 市町村標準保険料率				
料率等			料率等		増減	料率等		増減		
料率	所得割	6.96%	料率	所得割	6.88%	△ 0.08%	料率	所得割	7.24%	0.36%
	均等割	30,077円		均等割	29,783円	△ 294円		均等割	30,787円	1,004円
	平等割	19,580円		平等割	19,297円	△ 283円		平等割	20,178円	881円

(②支援金分)

令和4年度 市町村標準保険料率			令和5年度 市町村標準保険料率			令和6年度 市町村標準保険料率				
料率等			料率等		増減	料率等		増減		
料率	所得割	2.70%	料率	所得割	2.84%	0.14%	料率	所得割	3.03%	0.19%
	均等割	11,306円		均等割	11,913円	607円		均等割	12,586円	673円
	平等割	7,360円		平等割	7,718円	358円		平等割	8,249円	531円

(③介護分 40歳から64歳まで)

令和4年度 市町村標準保険料率			令和5年度 市町村標準保険料率			令和6年度 市町村標準保険料率				
料率等			料率等		増減	料率等		増減		
料率	所得割	2.66%	料率	所得割	2.67%	0.01%	料率	所得割	2.74%	0.07%
	均等割	13,698円		均等割	13,992円	294円		均等割	14,135円	143円
	平等割	6,802円		平等割	6,829円	27円		平等割	7,081円	252円

(①医療分+②支援金分)

令和4年度 市町村標準保険料率			令和5年度 市町村標準保険料率			令和6年度 市町村標準保険料率				
料率等			料率等		増減	料率等		増減		
料率	所得割	9.66%	料率	所得割	9.72%	0.06%	料率	所得割	10.27%	0.55%
	均等割	41,383円		均等割	41,696円	313円		均等割	43,373円	1,677円
	平等割	26,940円		平等割	27,015円	75円		平等割	28,427円	1,412円

(全体分 ①医療分+②支援金分+③介護分)

令和4年度 市町村標準保険料率			令和5年度 市町村標準保険料率			令和6年度 市町村標準保険料率				
料率等			料率等		増減	料率等		増減		
料率	所得割	12.32%	料率	所得割	12.39%	0.07%	料率	所得割	13.01%	0.62%
	均等割	55,081円		均等割	55,688円	607円		均等割	57,508円	1,820円
	平等割	33,742円		平等割	33,844円	102円		平等割	35,508円	1,664円

令和6年度 所得階層別国民健康保険料対比表（国保料 全体分）

(円)

	令和5年度				令和6年度				前年比	前年度との 差額	
	①医療分	②支援金分	③介護分	合計	①医療分	②支援金分	③介護分	合計			
	所得	所得	所得		所得	所得	所得				所得
	均等	均等	均等		均等	均等	均等				均等
平等	平等	平等		平等	平等	平等					
給与所得等	限度額	限度額	限度額	限度額	限度額	限度額	限度額				
0	22,050	9,090	9,390	40,530	22,310	9,570	9,450	41,330	1.97%	800	
50万円	41,580	17,190	17,550	76,320	42,080	18,060	17,640	77,780	1.91%	1,460	
100万円	98,130	40,790	40,450	179,370	99,390	42,630	40,590	182,610	1.81%	3,240	
150万円	147,340	61,360	60,220	268,920	149,270	64,020	60,400	273,690	1.77%	4,770	
200万円	181,840	75,860	73,720	331,420	184,270	79,020	73,900	337,190	1.74%	5,770	
250万円	216,340	90,360	87,220	393,920	219,270	94,020	87,400	400,690	1.72%	6,770	
300万円	250,840	104,860	100,720	456,420	254,270	109,020	100,900	464,190	1.70%	7,770	
350万円	285,340	119,360	114,220	518,920	289,270	124,020	114,400	527,690	1.69%	8,770	
400万円	319,840	133,860	127,720	581,420	324,270	139,020	127,900	591,190	1.68%	9,770	
450万円	354,340	148,360	141,220	643,920	359,270	154,020	141,400	654,690	1.67%	10,770	
500万円	388,840	162,860	154,720	706,420	394,270	169,020	154,900	718,190	1.67%	11,770	
550万円	423,340	177,360	168,220	768,920	429,270	184,020	168,400	781,690	1.66%	12,770	
600万円	457,840	191,860	170,000	819,700	464,270	199,020	170,000	833,290	1.66%	13,590	
650万円	492,340	206,360	170,000	868,700	499,270	214,020	170,000	883,290	1.68%	14,590	
700万円	526,840	220,000	170,000	916,840	534,270	229,020	170,000	933,290	1.79%	16,450	
750万円	561,340	220,000	170,000	951,340	569,270	240,000	170,000	979,270	2.94%	27,930	
800万円	595,840	220,000	170,000	985,840	604,270	240,000	170,000	1,014,270	2.88%	28,430	
850万円	630,340	220,000	170,000	1,020,340	639,270	240,000	170,000	1,049,270	2.84%	28,930	
900万円	650,000	220,000	170,000	1,040,000	650,000	240,000	170,000	1,060,000	1.92%	20,000	
950万円	650,000	220,000	170,000	1,040,000	650,000	240,000	170,000	1,060,000	1.92%	20,000	
1,000万円	650,000	220,000	170,000	1,040,000	650,000	240,000	170,000	1,060,000	1.92%	20,000	
賦課限度額	879万円	698万円	557万円		866万円	737万円	556万円				

(設定条件)

- ・ 2世帯で、うち、給与所得者等の数を1人以内とする。
- ・ 保険料軽減は7割、5割、2割軽減とする。

※限度額	R2～	R4	R5	R6～
①医療分	63万円	65万円	65万円	65万円
②支援金分	19万円	20万円	22万円	24万円
③介護分	17万円	17万円	17万円	17万円
計	99万円	102万円	104万円	106万円

令和6年度 所得階層別国民健康保険料対比表 (①医療分)

(円)

	令和5年度		令和6年度		前年比	前年度との 差額
	所得 均等 平等 給与所得等 限度額	6.9% 27,850 17,810 650,000	所得 均等 平等 限度額	7.0% 28,260 17,850 650,000		
0万円		22,050		22,310	1.18%	260
50万円		41,580		42,080	1.20%	500
100万円		98,130		99,390	1.28%	1,260
150万円		147,340		149,270	1.31%	1,930
200万円		181,840		184,270	1.34%	2,430
250万円		216,340		219,270	1.35%	2,930
300万円		250,840		254,270	1.37%	3,430
350万円		285,340		289,270	1.38%	3,930
400万円		319,840		324,270	1.39%	4,430
450万円		354,340		359,270	1.39%	4,930
500万円		388,840		394,270	1.40%	5,430
550万円		423,340		429,270	1.40%	5,930
600万円		457,840		464,270	1.40%	6,430
650万円		492,340		499,270	1.41%	6,930
700万円		526,840		534,270	1.41%	7,430
750万円		561,340		569,270	1.41%	7,930
800万円		595,840		604,270	1.41%	8,430
850万円		630,340		639,270	1.42%	8,930
900万円		650,000		650,000	0.00%	0
950万円		650,000		650,000	0.00%	0
1,000万円		650,000		650,000	0.00%	0
賦課限度額		879万円		866万円		

(設定条件)

- ・ 2世帯で、うち、給与所得者等の数を1人以内とする。
- ・ 保険料軽減は7割、5割、2割軽減とする。

医療分限度額 (R2～)63万円→(R4～)65万円

令和6年度 所得階層別国民健康保険料対比表（②支援金分）

（円）

	令和5年度		令和6年度		前年比	前年度との 差額
	所得 均等 平等 限度額	2.9% 11,490 7,350 220,000	所得 均等 平等 限度額	3.0% 12,130 7,660 240,000		
給与所得等						
0万円		9,090		9,570	5.28%	480
50万円		17,190		18,060	5.06%	870
100万円		40,790		42,630	4.51%	1,840
150万円		61,360		64,020	4.34%	2,660
200万円		75,860		79,020	4.17%	3,160
250万円		90,360		94,020	4.05%	3,660
300万円		104,860		109,020	3.97%	4,160
350万円		119,360		124,020	3.90%	4,660
400万円		133,860		139,020	3.85%	5,160
450万円		148,360		154,020	3.82%	5,660
500万円		162,860		169,020	3.78%	6,160
550万円		177,360		184,020	3.76%	6,660
600万円		191,860		199,020	3.73%	7,160
650万円		206,360		214,020	3.71%	7,660
700万円		220,000		229,020	4.10%	9,020
750万円		220,000		240,000	9.09%	20,000
800万円		220,000		240,000	9.09%	20,000
850万円		220,000		240,000	9.09%	20,000
900万円		220,000		240,000	9.09%	20,000
950万円		220,000		240,000	9.09%	20,000
1,000万円		220,000		240,000	9.09%	20,000
賦課限度額		698万円		737万円		

（設定条件）

- ・ 2世帯で、うち、給与所得者等の数を1人以内とする。
- ・ 保険料軽減は7割、5割、2割軽減とする。

支援金分限度額（R2～）19万円→（R4）20万円→（R5）22万円→（R6～）24万円

令和6年度 所得階層別国民健康保険料対比表 (③介護分)

(円)

	令和5年度		令和6年度		前年比	前年度との 差額
	所得 均等 平等 限度額	2.7% 12,550 6,230 170,000	所得 均等 平等 限度額	2.7% 12,610 6,290 170,000		
給与所得等						
0万円		9,390		9,450	0.64%	60
50万円		17,550		17,640	0.51%	90
100万円		40,450		40,590	0.35%	140
150万円		60,220		60,400	0.30%	180
200万円		73,720		73,900	0.24%	180
250万円		87,220		87,400	0.21%	180
300万円		100,720		100,900	0.18%	180
350万円		114,220		114,400	0.16%	180
400万円		127,720		127,900	0.14%	180
450万円		141,220		141,400	0.13%	180
500万円		154,720		154,900	0.12%	180
550万円		168,220		168,400	0.11%	180
600万円		170,000		170,000	0.00%	0
650万円		170,000		170,000	0.00%	0
700万円		170,000		170,000	0.00%	0
750万円		170,000		170,000	0.00%	0
800万円		170,000		170,000	0.00%	0
850万円		170,000		170,000	0.00%	0
900万円		170,000		170,000	0.00%	0
950万円		170,000		170,000	0.00%	0
1,000万円		170,000		170,000	0.00%	0
賦課限度額		557万円		556万円		

(設定条件)

- ・ 2世帯で、うち、給与所得者等の数を1人以内とする。
- ・ 保険料軽減は7割、5割、2割軽減とする。

介護分限度額 (R2~)17万円

令和6年度 所得階層別世帯数 分布表

給与所得等階層区分	医療分 (国保全体)	
	うち介護分	
0円	22,688	12,125
0円超 ～ 50万円まで	9,382	4,121
50万円超 ～ 100万円まで	7,924	2,834
100万円超 ～ 150万円まで	7,078	1,975
150万円超 ～ 200万円まで	4,856	1,385
200万円超 ～ 250万円まで	3,275	1,112
250万円超 ～ 300万円まで	2,040	666
300万円超 ～ 350万円まで	1,240	449
350万円超 ～ 400万円まで	816	329
400万円超 ～ 450万円まで	544	232
450万円超 ～ 500万円まで	394	160
500万円超 ～ 550万円まで	270	116
550万円超 ～ 600万円まで	205	92
600万円超 ～ 650万円まで	174	86
650万円超 ～ 700万円まで	141	74
700万円超 ～ 750万円まで	100	49
750万円超 ～ 800万円まで	101	36
800万円超 ～ 850万円まで	63	35
850万円超 ～ 900万円まで	67	37
900万円超 ～ 950万円まで	52	23
950万円超 ～ 1,000万円まで	50	21
1000万円超 ～	540	243
合 計	62,000	26,200

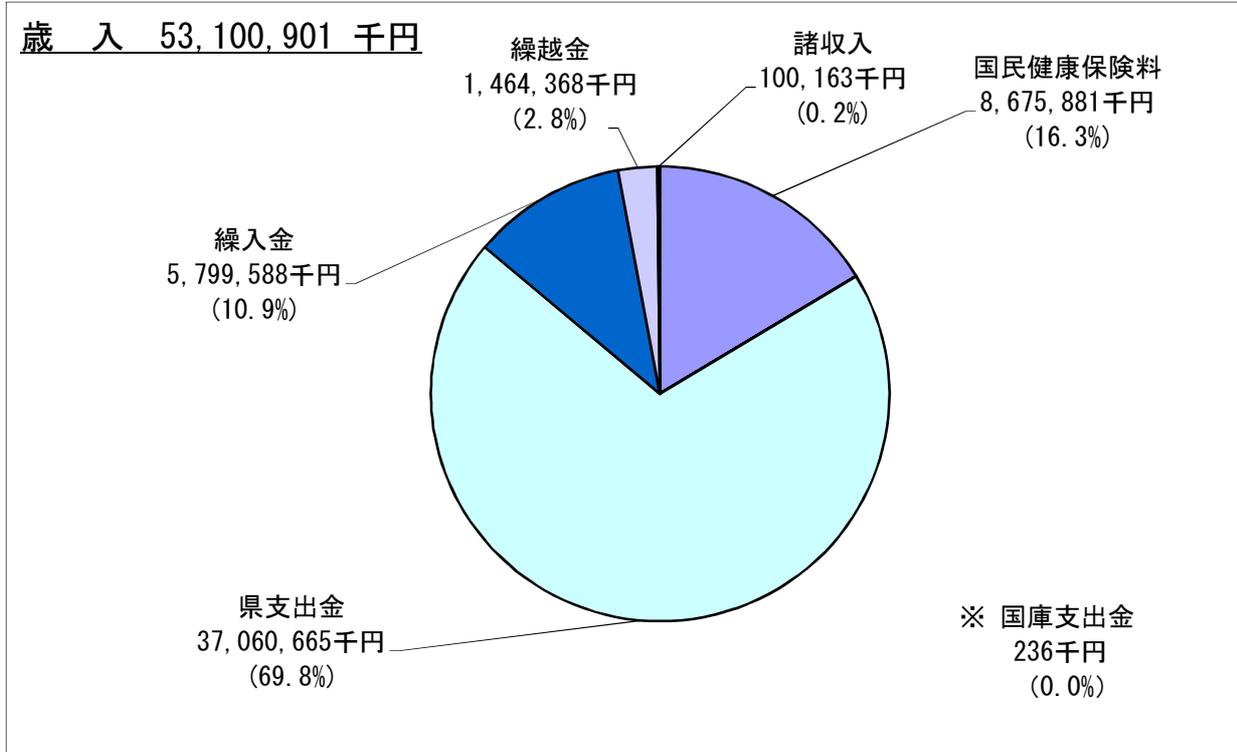
※ 医療分と支援金分は同数

このページは白紙です。

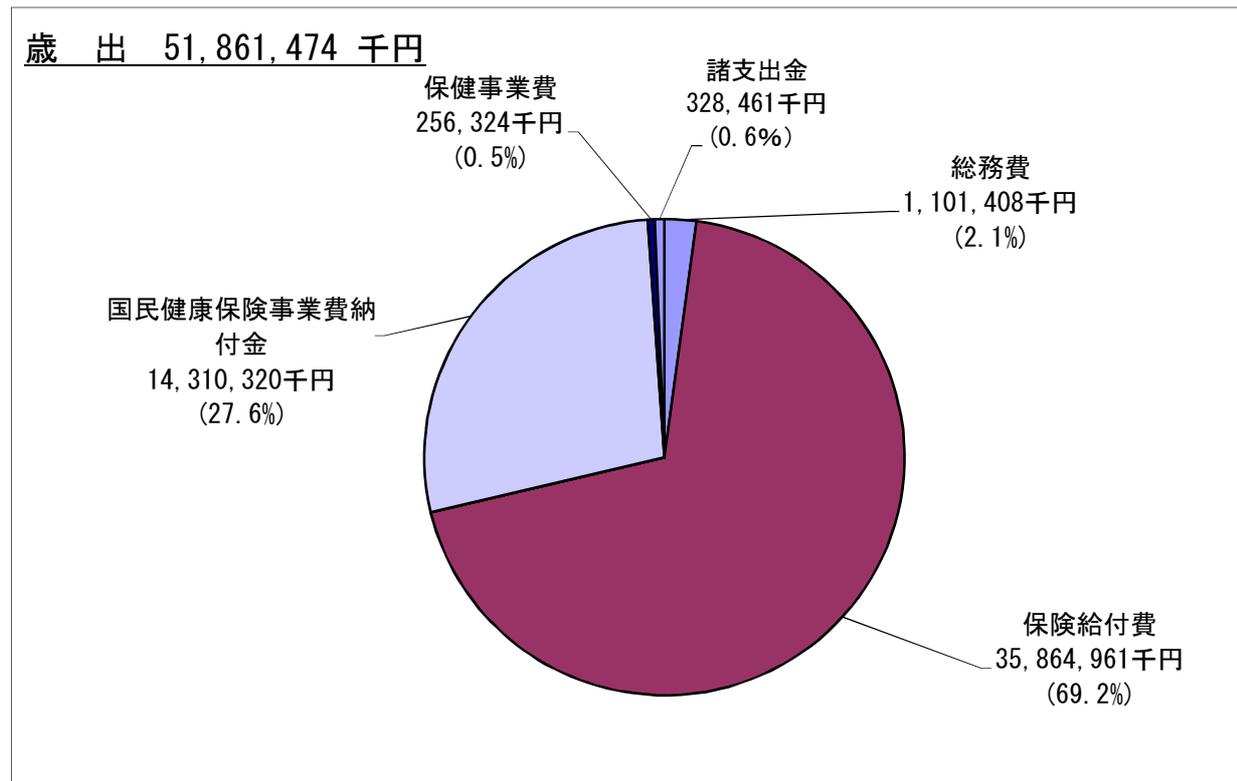
令和5年度姫路市国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算見込について

(事業勘定)

歳入決算見込額 53,100,901千円 (対前年度 ▲1,102,973千円:2.0%減)



歳出決算見込額 51,861,474千円 (対前年度 ▲878,332千円:1.7%減)



令和5年度（2023年度）姫路市国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算見込について

報告第1号

（令和6年4月末日現在）

（単位：円）

歳 入			
事項別	現計予算額	決算見込額	備 考
国民健康保険料	8,530,844,000	8,675,880,653	
（現年度分）	8,250,033,000	8,357,028,000	
一般国民健康保険料	8,250,033,000	8,357,028,000	収納率 93.47%
（滞納繰越分）	280,811,000	318,852,653	
一般国民健康保険料	280,805,000	318,849,600	〃 31.98%
退職国民健康保険料	6,000	3,053	〃 61.15%
国庫支出金	0	236,000	
国民健康保険制度関係業務事業費補助金	0	236,000	
県支出金	38,214,728,000	37,060,665,200	
保険給付費等普通交付金	37,301,704,000	36,043,417,999	
特定健診等負担金	110,536,000	97,872,000	
保険給付費等特別交付金	802,488,000	919,375,201	
繰入金	5,913,391,000	5,799,588,582	
保険基盤安定繰入金	2,100,200,000	2,086,176,355	
保険者支援繰入金	1,052,762,000	1,004,210,441	
未就学児均等割保険料繰入金	30,448,000	30,060,693	
職員給与費等繰入金	713,292,000	650,264,524	
産前産後保険料繰入金	0	1,267,084	
出産育児一時金繰入金	140,000,000	100,723,485	
国保財政安定化支援事業繰入金	713,939,000	764,136,000	
その他一般会計繰入金	562,750,000	562,750,000	
福祉医療費繰入金	562,750,000	562,750,000	
国民健康保険財政安定化基金繰入金	600,000,000	600,000,000	
繰越金	889,273,000	1,464,367,931	
諸収入	131,571,000	100,162,986	
合 計	53,679,807,000	53,100,901,352	

(単位:円)

歳 出			
事項別	現計予算額	決算見込額	備 考
総務費	1,169,210,000	1,101,408,479	
保険給付費	37,320,932,000	35,864,960,704	
療養給付費	31,541,001,000	30,456,065,813	一般療養給付費 30,456,065,813
療養費	286,268,000	286,217,478	一般療養費 286,217,478
高額療養費	5,116,238,000	4,829,106,334	一般高額療養費 4,829,106,334
高額介護合算療養費	10,180,000	6,065,082	一般高額介護合算療養費 6,065,082
移送費	350,000	284,470	一般移送費 284,470
審査支払手数料	99,506,000	99,505,157	
任意給付費	267,389,000	187,716,370	葬祭費 33,100,000 出産育児一時金 151,146,758 結核医療付加金 84,744 傷病手当金 3,384,868
国民健康保険事業費納付金	14,310,323,000	14,310,320,482	
保健事業費	328,509,000	256,324,286	保健衛生普及費 39,909,269 特定健康診査等事業費 216,415,017
諸支出金	550,833,000	328,460,771	
合 計	53,679,807,000	51,861,474,722	
歳入歳出差引(剰余金)	0	1,239,426,630	

報告第1号 令和5年度（2023年度）姫路市国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算見込 各事項説明

1 歳入について

(1) 国民健康保険料

国民健康保険事業に要する費用に充てるもの（総務費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等の財源）

(2) 国庫支出金

- ・ 国民健康保険制度関係業務事業費補助金
マイナ保険証の周知広報にかかる経費に対する補助

(3) 県支出金

- ・ 保険給付費等普通交付金
保険給付費に対する補助
- ・ 特定健診等負担金
特定健診及び特定保健指導事業に対する補助
- ・ 保険給付費等特別交付金
国民健康保険財政を調整するための補助

(4) 繰入金

- ・ 保険基盤安定繰入金
低所得者に対する7割、5割、2割の保険料の法定軽減にかかる繰入金で、その補助として、県から繰入額の3/4が交付される
- ・ 保険者支援繰入金
保険者の財政基盤の強化、保険料軽減を目的とする繰入金で、その補助として国から1/2、県から1/4が、それぞれ交付される
- ・ 未就学児均等割保険料繰入金
未就学児に対する均等割保険料の軽減にかかる繰入金で、その補助として国から1/2、県から1/4が、それぞれ交付される
- ・ 職員給与費等繰入金
職員の報酬給与費と事務費等に対する繰入金
- ・ 産前産後保険料繰入金
産前産後期間に係る所得割・均等割保険料の軽減にかかる繰入金で、その補助として国から1/2、県から1/4が、それぞれ交付される
- ・ 出産育児一時金繰入金
出産1件につき48万4千円～50万円を給付する出産育児一時金の3分の2を繰入れる
- ・ 国保財政安定化支援事業繰入金
低所得者や高齢者が多く財政が不安定な国民健康保険事業を支援するための繰入金

- ・ その他一般会計繰入金
独自の福祉政策としての福祉医療の波及分に対する繰入金
- ・ 国保財政安定化基金繰入金
国保事業の健全な運営及び財政調整を図るための繰入金

(5) 繰越金

- ・ 繰越金
前年度決算の実質収支（決算剰余金）

(6) 諸収入

- ・ 延滞金
国民健康保険料の延滞金
- ・ 第三者納付金
交通事故等にかかる第三者からの納付金
- ・ 返納金
他の保険へ加入するなど、現在は国保の資格のない人が国民健康保険を使用した場合の返納金
- ・ 雑入
会計年度任用職員の社会保険料収入及び保険料の還付未済金

2 歳出について

(1) 総務費

- ・ 一般管理費
 - 報酬給与費：国民健康保険課職員の人件費
 - 管理事務費：管理運営に要する経費やレセプト点検等の委託費
 - 負担金：国民健康保険団体連合会等への加入団体会費
 - 基金積立金：国保事業の健全な運営及び財政調整を図るための経費
- ・ 賦課徴収費
 - 保険料の賦課や徴収に関する帳票の印刷代や郵送料などの経費
- ・ 収納率向上特別対策費
 - 保険料の収納率を向上させるための経費
- ・ 運営協議会費
 - 国民健康保険運営協議会の開催に要する経費と委員への報酬

(2) 保険給付費

- ・ 療養給付費
 - 被保険者の医療費の7割を給付
- ・ 療養費
 - コルセット等の補装具等に対して支給
- ・ 高額療養費
 - 医療費の支払いが自己負担額を超えた場合にその超えた額を支給
- ・ 高額介護合算療養費
 - 医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が1年間の自己負担額を超えた場合にその超えた額を支給
- ・ 移送費
 - 移送に要する経費を支給
- ・ 審査支払手数料
 - レセプトの審査と支払いに要する国民健康保険団体連合会への委託料
- ・ 任意給付費
 - 葬祭費：1件5万円を支給
 - 出産育児一時金：1件50万円を支給（産科医療補償制度に加入していない場合は48万8千円支給）
 - 結核医療付加金：公費負担以外の自己負担分を給付
 - 傷病手当金：新型コロナウイルス感染症に感染した者等で、労務に服することができない者に支給

(3) 国民健康保険事業費納付金

医療費等の費用、後期高齢者医療制度の医療費等に対してかかる後期高齢者支援金の費用、介護保険法に基づく支払基金への拠出に要する費用を県に納付する経費

(4) 保健事業費

- ・保健衛生普及費

医療費通知や後発医薬品利用差額通知・各種パンフレットの作成に要する経費

- ・特定健康診査等事業費

40歳から74歳までの被保険者を対象とし、生活習慣病を予防し、その発症を減少させ、重症化、合併症を抑制し、中長期的に医療費の増加を抑制することを目的とした、健康診査、保健指導に要する経費

(5) 諸支出金

保険料の過誤納還付金及び国県支出金の過払いに対する返還金

マイナ保険証について

1 概要

令和5年度の国民健康保険法等の改正により、令和6年12月2日以降は、被保険者の方が医療機関に受診する際には、原則、健康保険証としての利用登録がなされたマイナンバーカード（以下『マイナ保険証』という。）により被保険者資格の確認が行われることとなっている。

ただし、マイナンバーカードを取得していない方や、健康保険証利用登録を行っていない方などについては、姫路市が交付する『資格確認書』により、被保険者資格の確認が行われる。

2 マイナ保険証のメリット

- (1) 初めての医療機関でも受診履歴や薬剤情報を医師と共有でき、データに基づいた最適な医療を受けることができる
- (2) 手続きなしで高額療養費の自己負担限度額を超える支払いが免除
- (3) 医療機関や保険者側では、適正受診の促進や過誤請求に係る事務負担の軽減などの効果が得られる

3 本市での対応予定

(1) 令和6年7月中旬

現行の被保険者証（有効期限：原則、令和7年7月31日）を全被保険者へ郵送で交付

- 有効期限までは、交付された被保険者証で医療機関を受診できる。
（マイナ保険証での受診も可能）

(2) 令和6年12月2日（法施行日）以降

現行の被保険者証は交付できなくなるため、マイナ保険証をお持ちでない方で、かつ以下に該当する方に対し、『資格確認書』を交付

- ◆ あらたに国民健康保険の資格を取得した方
 - ◆ 70歳到達などで、有効期限が令和7年7月31日ではない被保険者証をお持ちの方
 - ◆ 被保険者証を紛失した方など
- マイナ保険証、有効期限内の被保険者証、『資格確認書』のいずれかで医療機関を受診できる。

(3) 令和7年7月中旬

マイナ保険証をお持ちでない方に対し、『資格確認書』を郵送で交付

- マイナ保険証、『資格確認書』で医療機関を受診できる。